



別添資料1

国官技第230の3号

平成29年12月27日

岐阜県 県土整備部長 殿

国土交通省 大臣官房

技術調査課長



防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応における、契約図書への記載について（参考送付）

国土交通省の調達にあたっては、「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について」（平成28年1月22日付 国官技第287号、国営整第226号、国総技第67号）において、国土交通省の調達にあたっては、製品の品質を確実にするため、当面の間、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけることとしている。

平成29年12月27日に、東洋ゴム化工品(株)の一部事業がニッタ(株)の100%子会社であるニッタ化工品(株)へ承継されることから、当面の間、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合においても、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけたため、別紙（平成29年12月27日付け国官技第227号、国営整第179号、国総技第53号「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について(追加)」）の通り参考に送付する。



別紙

国官技第227号  
国営整第179号  
国総技第53号  
平成29年12月27日

内部部局  
特別の機関  
施設等機関 の長 殿  
地方支分部局  
外局

国土交通省 大臣官房長  
( 公 印 省 略 )

防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について（追加）

「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について」（平成28年1月22日付 国官技第287号、国営整第226号、国総技第67号）において、国土交通省の調達にあたっては、製品の品質を確実にするため、当面の間、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけることとしている。

平成29年12月27日に、東洋ゴム化工品(株)の一部事業がニッタ(株)の100%子会社であるニッタ化工品(株)へ承継されることから、当面の間、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合においても、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけることとする。

具体的には、今後の調達において、第三者機関による品質を証明する書類を提出することを義務づける旨を契約図書（特記仕様書等）に記載し、品質の確保に努められたい。

また、当面の間とは、再発防止策実施後の改善状況が確認できるまでとし、改善状況が確認できた際には別途通知する。